

『あおり運転』

行政処分

180日間の免許停止処分

警察は、危険な運転を積極的に処分する方針です

危険な運転に追われるなどした場合は、

交通事故にあわない場所へ避難するとともに、

110番通報することを呼び掛けています

2018/3/12(月) 16:08

あおり運転をした男に県内で初めての行政処分、180日間の免許停止です。

警察は危険な運転を積極的に処分する方針です。

180日間の運転免許停止処分を受けたのは28歳の男です。

警察などによりますと男は去年11月に軽乗用車を運転して別の車に近づき工具を振りかざしながら運転手に因縁をつけ逃げようとした相手を追いかけてあおりクラクションを鳴らすなど危険な運転をしたということです。

男は去年12月に暴力行為等処罰法違反などの疑いで逮捕・起訴され公判が続いています。

警察庁は、あおり運転をはじめとした悪質な運転は積極的に処分するよう全国の警察へ通達しています。

警察は、合わせて危険な運転に追われるなどした場合は、交通事故にあわない場所へ避難するとともに、110番通報することを呼び掛けています。